

意見書

情報セキュリティ政策会議基本計画検討委員会御中

慶應義塾大学教授 安富 潔

第 4 回検討委員会における議論に関連して補足の意見を述べさせていただきます。

記

1 「検討の範囲」を議論する前提として

今般、第 2 次情報セキュリティ基本計画について検討が進められているが、まず、第 1 次情報セキュリティ基本計画との関連性について確認をしておきたいと考える。「基本計画検討委員会の設置について」（平成 19 年 12 月 21 日情報セキュリティ政策会議決定）では、「2 検討委員会は、第 1 次情報セキュリティ基本計画の下での官民における各種の取組みや社会環境の変化などを踏まえ、第 2 次情報セキュリティ基本計画（仮称）の策定に必要な情報セキュリティ政策の在り方及び方向性に係る事項について、調査検討を行う。」とされている。

ここで、第 1 次情報セキュリティ基本計画との関係は、「連続の非連続」であるのか「非連続の連続」であるのか、かならずしも明らかではない。この点をあらためて明確にして、今後の検討を進めるのが適当ではないかと考える。例えば、「政策推進にあたっての基本的スタンス」において新たに考慮すべき視点の存在の有無を課題としているが、これも第 1 次情報セキュリティ基本計画との関係を「連続の非連続」と考えるか「非連続の連続」と考えるかによって重要性に相違が生ずるであろう。

2 「検討の範囲」についての個別検討について

(1) 確保すべきセキュリティの検討について

「確保すべきセキュリティの検討」（卓上資料 2 1 頁）という問題提起のしかたは、わが国において「情報セキュリティ」概念が規範的に定義されていないために、確保されるべきセキュリティが定まらず、そのため議論が拡散すると思われる。「情報セキュリティ」概念を規範的に定義することを念頭において、情報セキュリティ政策の在り方及び方向性に係る事項について議論すべきではないだろうか。その際、高度情報通信社会ネットワーク社会が国境のない仮想社会であることに十分な配慮をして、国際的な基準に考慮を払うことが必要と考える。

(2) 政策実施主体について

第 1 次情報セキュリティ基本計画においては、わが国の国家目標を提示し、「新しい官民連携モデル」を構築するうえで、政策実施主体を①政府機関・地方公共団体、③重要インフラ、③企業、④個人と分けているが、情報セキュリティ

の享有主体という観点から、①国家、②社会、③個人とし、その上で、確保されるべき情報セキュリティの内容との関連づけによって整理してはどうかである。第2次情報セキュリティ基本計画の検討にあたっては、他分野との関係（卓上資料2 2頁）及び対策実施主体等（卓上資料2 7頁）の検討が課題とされているが、上記のような方法により整理すればそれぞれの分野での対策主体と推進主体の連携・役割が明確となるように思われる。

（3）違法有害情報に係る対策について

「違法有害情報に係る対策」（卓上資料2 1頁）は、国民や社会からは、情報セキュリティ対策の一環として重要な関心を抱く課題ではあるが、第2次情報セキュリティ基本計画の策定という観点からは、この問題は「犯罪対策」に関連する重要な問題点として検討すれば足りよう。したがって、対策実施主体として児童を挙げる必要はないと考える（卓上資料2 7頁）。

（4）具体的な政策・対策

具体的な政策・対策（卓上資料2 8, 9頁）における横断領域について、第1次情報セキュリティ基本計画において、①情報セキュリティ技術戦略の推進、②情報セキュリティ人材の育成・確保、③国際連携・協調の推進、④犯罪の取締り及び権利利益の保護・救済があげられているが、基本的にはよいと考えるが、「基本計画検討委員会・各委員提出意見」を尊重して、よりきめ細かい枠組みを設けるべきではないかと考える。

なお、犯罪の取締り及び権利利益の保護・救済に関連して、訴訟において有用なデジタル・フォレンジックの確立（犯罪や権利利益の侵害等の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続）があることを指摘しておきたい。

以上